

## 「岩手県産木材等の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、岩手県中小建築業協会（以下「甲」という。）、岩手県木材産業協同組合（以下「乙」という。）及び岩手県（以下「丙」という。）は、岩手県内で生産された木材及び当該木材を原料として県内で加工された木材製品（以下「岩手県産木材等」という。）の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙の建築物木材利用促進構想（以下「構想」という。）について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を推進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

（構想）

第 2 条 構想は、以下のとおりとする。

### 1 甲の構想

#### （1）構想の内容

ア 甲は、甲に加盟する会員が設計及び施工する建築工事において、岩手県産木材等の積極的な活用と木造建築物の普及啓発活動により、地域経済の活性化に貢献していくとともに、建築物におけるカーボンストックを通じた脱炭素社会の形成に貢献していく。

イ 甲は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の利用に努め、環境の保全に貢献していく。

#### （2）構想の達成に向けた取組の内容

ア 甲は、甲に加盟する会員が設計及び施工する建築工事において、岩手県産木材等を使用した高品質な木造住宅及び非住宅木造建築物の供給に努める。

イ 甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、甲に加盟する会員の木材需要について、乙との情報共有に努める。

ウ 甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して岩手県産木材等の利用意義やメリットについて、積極的な情報発信に努める。

### 2 乙の構想

#### （1）構想の内容

ア 乙は、岩手県産木材等の安定的な供給と、岩手県産木材等の利用意義等の普及啓発活動により、地域経済の活性化に貢献していくとともに、森林資源の循環利用による持続可能な脱炭素社会の形成に貢献していく。

イ 乙は、合法伐採木材等の安定的な供給を通じ、違法伐採を防止し、森林環境の保全に貢献していく。

#### （2）構想の達成に向けた取組の内容

ア 乙は、甲の取組が円滑に行われるよう、岩手県産木材等の安定供給を図り、岩手県産木材等に係る積極的な情報提供に努める。

イ 乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して岩手県産木材等の利用意義やメリットについて、積極的な情報発信に努める。

（甲及び乙の構想を達成するための丙による支援）

第 3 条 丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、意見交換を行うほか、甲及び乙に対する技術的助言、活用可能な補助事業等の情報提供、木材利用に関する専門家の紹介などを行うとともに、本協定に基づく甲及び乙の取組を積極的に広報する。

（構想の対象区域）

第 4 条 構想の対象区域は、岩手県内及び甲に加盟する会員が施工する県外区域の建築工事現場とする。

（協定の有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 本協定の有効期間満了時において、本協定を継続しない場合は、本協定締結者に対し、本協定有効期間満了の 1 カ月前までに通知するものとする。

3 前項の通知がなされない場合は、本協定は、同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後の締結期間についても同様とする。

（実施状況の報告）

第 6 条 甲及び乙は、丙が求めた場合には、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（協定の変更及び協議）

第 7 条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要がある場合又は本協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合は、速やかに丙と協議し、これを解決するものとする。

（協定の解除）

第 8 条 甲、乙及び丙は、甲、乙及び丙が本協定で定めた取組を実施しない場合又は本協定で定めた内容を履行しない場合は、本協定を解除できるものとする。

本協定を証するため、本協定書を 3 通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

令和 6 年 6 月 17 日

甲 岩手県盛岡市南仙北二丁目 13 番 17 号  
岩手県中小建築業協会

会 長 伊藤 馨

乙 岩手県盛岡市菜園一丁目 3 番 6 号  
岩手県木材産業協同組合

理 事 長 日當 和孝

丙 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号  
岩手県

岩手県知事 達増 拓也